



Title	パネルディスカッション
Author(s)	土田, 武史; 宮本, 太郎; 一圓, 光彌; 加藤, 智章; 松本, 勝明; 佐藤, 雅代
Citation	年報 公共政策学, 7, 26-47
Issue Date	2013-05-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/53335
Type	bulletin (other)
Note	シンポジウムⅠ: 諸外国における社会保障改革: 福祉レジームの新しいかたち. コメント:土田武史. 討論:宮本太郎,一圓 光彌,加藤 智章,松本 勝明. 司会:佐藤 雅代.
File Information	APPS7_004_1.pdf



[Instructions for use](#)

■ 第2部 パネルディスカッション

コメント

土田 武史（早稲田大学商学部教授）

討 論

宮本 太郎（北海道大学大学院法学研究科教授）

一圓 光彌（関西大学政策創造学部教授）

加藤 智章（北海道大学大学院法学研究科教授）

松本 勝明（北海道大学公共政策大学院教授）

司 会

佐藤 雅代（関西大学経済学部教授・HOPS研究センター研究員）

司会（佐藤）：

休憩時間もやはり一瞬のように過ぎていくということで、すでに時間をオーバーしておりますが、この後の時間も先生方のお話も目一杯聞いていただくためにも、早速ですが、後半をスタートさせていただきますと思います。

後半はすぐパネルディスカッションではないかと思われた方もおられると思いますが、本日は早稲田大学の土田武史先生より4報告についてのコメントということで、やはり25分間頂戴したいと思います。この4報告をまとめるのは大変かと思いますが、土田先生の切り口ということで聞いていただきつつ、後半のディスカッションに思いをはせていただきたいと思います。

では土田先生、どうぞよろしく願いいたします。

●コメント

土田：

早稲田大学の土田です。今日はこうい

う機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

今回4人のご報告があり、これをどうやってコメントしようかと迷ったのですが、先日松本さんからいただいた趣意書のなかに、今回のシンポジウムの趣旨として、「社会保障の機能強化と財源確保」ということが書かれていましたので、その二つの角度から整理してみようと思いました（■「コメントの視点」）。

最初の「社会保障の機能強化」については、2008年の社会保障国民会議や、税と社会保障の一体改革のなかでも取り上げられています。その内容はほとんど宮本先生から借りたものになってしまうかもしれませんが、就労スタイルが多様化し、就労を通じて生活保障システムが最近、壊れつつあることに対して、それを補完するために社会保障の強化が求められているが、それはどうか、という点が一つです。

それから、もう一つは社会保障の機能強化を図っていく場合に、当然、財政対

応が必要になってきますが、どういう財政対応をしようとしているか、またそれは単に財政対応だけではなくて、それに伴って社会保障システムも変わっていくということになります。この二つの点から眺めてみようと思いました。

まず、就労を通じての生活保障、ヨーロッパ社会を見た場合にいずれの国も強化していますが、そこには二つの側面があると思います（■「就労面での生活保障策」）。一つは就労要求に焦点をおいた対策と、もう一つは職業訓練に重点を置いた対策に区分して見ることができるだろうと思います。

就労要求を強化するという政策としては、ドイツの「ハルツ改革」があげられます。改革はⅠからⅣまであり、Ⅳが最も強力な対応で、失業扶助と公的扶助を統合して失業手当Ⅱというものを設けました。そこでは労働能力のない者に対しては公的扶助を適用していく一方、労働能力のある者に対しては、かなり強力な個人的なアドバイザーを置いて就労促進を図っていくというものです。その場合には長期雇用、あるいはパーマネント雇用だけではなくて、ミニ・ジョブ的な仕事のあっせんも行われ、とにかく、どういう仕事でもいいけれど就労すればそれに対応した生活保障を行っていくという政策です。

もう一つの職業訓練ですが、スウェーデンのフレキシキュリティがあげられます。日本ではアクティベーションという名称で紹介されていますが、ドイツの政策もアクティベーションの一つだとい

う言い方もあるものですから、混同しないために、フレキシキュリティという言葉を使います。ここでは生産性あるいは効率の低い産業の就労者を解雇していき、解雇された者に対しては失業保険で所得保障をしっかりとしつつ新たな職業につくために職業訓練をしていくという対応が行われています。

今回の4カ国をみた場合に、イギリスは職業訓練もやっていると思いますが、どちらかと言えば就労促進のウエイトが大きいし、フランスなどは非正規失業者に対して基金を設けて職業訓練などを行っていますね。そういう点からみればスウェーデンに近いかな、ということですが、いずれにしても2つの政策が見えるということです。

そういうことを一応、踏まえた上で財源対策を見ていきたいのですが（■「財源確保策の変化（1）」）、従来の型を簡単に振り返ってみますと、ドイツ、フランスは能力主義であり選別主義で、いわゆるビスマルク型と言われていますが、社会保険方式が中心で保険者が当事者自治を中心にして運営していくパターンでした。

もう一方のイギリス、スウェーデンは平等主義、普遍主義が理念になっていて税方式中心で、中央政府、スウェーデンの場合は地方政府がかかわってきますが、そういうところが運営管理するというところで、かなり対照的な類型化ができていたと思います。

ところが、最近の変化がいくつか見られるわけですが（■「財源確保策の変化（2）」）、今日のお話のなかにたくさん出

てきましたように、フランスやドイツでは、社会保険に対して税を導入することがかなり顕著に見られるようになってきました。ドイツの場合は松本先生のお話がありましたように、医療保険において国庫補助をしており、その場合の一つの理屈づけとしては母性保護など社会保険になじまないものについては、国が直接、税を入れて負担しているという内容の改革が進んでいます。年金保険については環境税などによる国庫負担が入っているということでした。

フランスについては有名な CSG（一般社会拠出金）があげられます。これは加藤先生の訳語で、先ほどは「福祉目的税」という言葉を使っておられましたが、同じものです。それを導入し、なおかつ、先ほどの医療保険の普遍化というなかで付加率の引上げが指摘されておりましたが、対象範囲を拡大するということが行われていました。いずれにしても、本来、社会保険料によって賄われていたものに対して税負担、税の導入が見られるということが一つの変化です。

もう一方、これはスウェーデンの年金改革としてよく知られていることですが（■「財源確保策の変化（3）」）、税方式による基礎年金を廃止して社会保険方式による所得比例年金を導入したことがあげられます。税方式の国において社会保険方式が導入されたというのはフランス、ドイツとは逆のかたちになります。

また、税方式をとっている国についても、いわゆるクレジット方式が入ってきているという変化がみられます（■「財源確保策の変化（4）」）。イギリスの場

合は、先ほど一圓先生が報告で詳しく述べておられましたが、いろいろな個別のタックス・クレジットが入ってきていますが、来年からユニバーサル・クレジットというかたちへさらに展開していくということがありました。

それからスウェーデンでは、就労のインセンティブを高めるということで税方式の改定が行われ、例えば、勤労所得減税、就労促進税制と言われているものや失業保険料を引き上げて税控除から除外したり、就労インセンティブを高めるために税方式でもクレジット方式の導入がとられているということです。

次に、財源の変化に応じた社会保障の変化については、まず担い手の変化があげられます。従来は、税方式においては国家ないしは中央政府、地方政府が大きな権限を有し、社会保険の場合は労使で構成する社会保険者が大きな役割を担ってきました。それが、先ほど松本先生から詳しいお話がありましたように、近年、運営主体が非常に多様化してきました（■「社会保障の担い手における変化」）。中央政府に対して地方政府の役割が非常に大きくなっていきますし、社会保険の分野においても社会保険給付の補完ないしは上積みとして民間保険が入ってきている、あるいは社会保険のウエイトを下げ、民間保険を拡大するということが非常に多様化しつつ、役割分担もかなり明確化しながら展開しているということが見られます。

それから地域社会の役割の変化があげられます。先ほど一圓先生の報告では「福祉の末端の強化」という表現をされ

ていたと思いますが、地域社会がかかわる形で福祉サービスの変化があります。また、市場機能の強化がかなりみられる一方で、最近の大きな特徴としては社会的企業の展開が挙げられると思います。それだけではなくて、松本先生も言われましたが、非営利組織が拡大し、役割を担うようになってきているということも挙げられます。さらに、各保険者間の市場競争とか、保険者と医療提供者の間の選別における競争だとか、市場機能を活用した競争政策も導入され、多様な動きが展開されています。

自己責任の強化もみられます。先ほど言ったことと重なりますが、就労促進ということで、就労して自立しようとしている者について国が助けていく、手を差し伸べるという政策が強化されているという変化があるのではないかと思います。

このようにいろいろな変化がありますが、最後に、4カ国の報告をふまえてこれからの社会保障はどういう方向に向かっていこうとしているのかということについて述べてみたいと思います（■「**社会保障改革の方向（1）**」）。

問題意識としては、ご報告を聞く前には収斂方向がどこにあるかということがあったのですが、どうも収斂はしそうにないというのが全体的な印象です。少し個別的に見ると、まず年金制度については公的年金のウエイトはおそらく低下していきたくらいだと思います。日本では保険料率ないしは保険料の上限を設定するとともに、マクロ経済スライド方式で年金額の水準を引き下げていくという改革が

行われていますが、他の国でも一般的に保険料率の上限を設定したり、給付水準を引き下げたりするという傾向がみられます。

そうなるとう当然ながら、老後の所得保障が問題になるわけですが、公的年金の低下を補うためには基本的には私的年金、例えばドイツの場合にはリースター年金が導入されましたし、イギリスの場合ももともと大きかった補足的な年金がさらに強化されています。そのなかでフランスは少し違って、例外的と思っていますが、おそらく私的年金であった補足年金が徐々に強化されてきており、社会保険と同じように国が税制上の控除なり、補助金を支給していくというかたちで進んでいくのではないかと思います。

医療における給付ですが、これは年金と違って、部分給付が非常に行われづらいため、つまり病気に対して、「ここまでの給付ですよ」と言うことは非常に難しいので、公的給付は維持されていくだろうと思います。従来の医療は急性疾患を中心にして展開されてきたのですが、高齢化にともなう慢性疾患の増大に対応することが、これからの医療政策として重要視されていくだろうと思います。

もう一つ、最近特に問題になっているのは、遺伝子治療などいろいろな医療技術が発展して、医療費高騰の最大の要因になっていますが、これをどのように公的医療保険制度のなかに繰り入れていくかということが、非常に難しい対応として出てくるだろうと思います。ただ、そういうことが増えてくると、医療保険においては公的な条件設定をして対応する、

さらには混合診療の解禁も迫られてくると思います。私自身は混合診療の導入については賛成ではありませんで、当然ながら保険外併用療養費などでなんらかの対応ができていくだろうと思っていますが、いずれにしても医療技術の進展に対する対応が大きなテーマになってくるだろうと思いますし、国によって対応策が大きく異なってくると思います。

それから財政においては、従来、社会保険でやっていたところでも、先ほど話がありましたように、保険料負担や医療費負担の上限という問題がかかってきますから、そういうことを踏まえて、医療水準を保つために財源設定としては税の導入が拡大していくように思われます。

もう一つは慢性期疾患と関係しますが、介護との連携が大きな課題になっていくだろうと思います。これについては、先ほど、フランスについて従来と多少違ったようなかたちの対応策が講じられるという話がありました。介護保険をドイツと日本がやっていますが、介護保険はいわば例外的な対応ですし、多様な取り組み方というものがあると思いますが、いずれにしても医療・介護の連携が今後の課題になっていくと思います。

先ほど宮本先生の方から詳しいお話がありました。子ども、若齢者への対応についての強化があります。逆に言いますと、従来の高齢者に対する対応のウエイトを下げ、子ども、若齢者への対応の強化に向かう方向であり、先ほど年金は上限設定と言いましたが、それに対応するかたちだと思いますが、そういう方向に進むだろうと思います(■「社会保

障改革の方向(2)」)。その場合、一つは子育て支援ということで経済的支援なり施設の拡充ということがあろうでしょうし、二つ目は若齢者の雇用対策について、一方では就労支援、他方では職業訓練ということのウエイトがますます大きくなっていくだろうと思います。若齢者への対応については、おそらく民間委託のウエイトが高くなっていくことが予想されます。

次はジェンダーの平等化政策ですが、今回のご報告のなかでは宮本先生が触れられましたが、他の方は触れておられません。これは報告者にジェンダー視点がないということではありませんが(笑)、今後の社会保障の展開を考えていく上で、この点は極めて重要な視点だろうと私は考えます。宮本先生が言われましたように、従来、男性稼ぎ主型社会というものがモデルになっていましたが、それが崩壊していくなかで、ジェンダー的な視点の強化がこれからの福祉の新しいあり方を考える上で、非常に大きなポイントになるだろうと私は思っています。

最後に、最低生活保障についてですが(■「社会保障改革の方向(3)」)、現在、ヨーロッパ諸国で大きな課題になっている背景としては貧困、社会的排除の拡大があります。そういうことから、最低生活保障が大きな課題となり、保障の平等化、普遍化が強化されるだろうと思われま。そういう意味では選別主義的な方向より普遍主義的な方向の対応策が強くなっていく気がします。

それから「貧困の罌」についてですが、これは貧困対策において常に出てくる問

題です。それに対する対応の強化が図られていくだろうと思います。ただ、ユニバーサル・クレジットのなかで明らかな「貧困の罟」の拡大が指摘されてきましたので、単純に対応の強化を取り上げるだけでは不十分であり、重層的な対応が求められているといわなければなりません。

今日のご報告の4カ国において最低生活保障について見た場合に、いずれもワークフェア的な対応や政策で一致していると考えていいと思います。その他にはベーシック・インカム的な方向も考えられるわけですが、ここではワークフェア的な対応策が主体になっており、具体的な内容は国によって異なっているということだろうと思います。

非常に早口の報告で申し訳ありません。時間がまだ残っているかと思いますが、これで終わります。〈拍手〉

●討論

司会（佐藤）：

土田先生、ありがとうございます。

では、講師の先生方は前に出ていただけますでしょうか。ここから残された時間はパネルディスカッションというかたちで進めていきたいと思っています。

最初の報告、コメントも含め、講師は5名いらっしゃいますので、何回、話が振れるだろうかと思いますが、コンパクトなご発言をお願いしたいところです。

最初は講師の先生方にそれぞれ土田先生のコメントを受けて、何か一言ずつお願いしたいと思っています。一巡した時点で、フロアのみなさまからいただいた

質問用紙について、すべてにお答えする時間はおそらくないのですが、それぞれの先生方にお渡ししていますので、そこからピックアップしてご回答なり、議論していただくというかたちで進めていきたいと思っています。テレビ番組ではないので、話す順番は「しゃべらせて」という声の大きい人から当てていくということにしたいと思いますが、発表順ということで、まずは宮本先生から土田先生のコメントについてお話ししたいと思っています。最長でも3、4分までということをお願いします。

宮本：

土田先生、ありがとうございます。それから会場の方からも質問をいただいています。これにもお返し申し上げたいと思います。

私は「収斂」という言葉を使いましたが、これは、これまでタイプの違ったレジームがあったが、だんだん相互に接近しているのではないかということだったのです。これについて土田先生は「収斂」とは言えないだろうということでしたが、これは「収斂」という言葉の程度が違うので、基本的な認識は一致しているのではないかと思います。

土田先生が言われた就労連携型の所得保障では税の導入が進んでおり、子育て支援へのシフト、ジェンダー平等の重視ということがあります。このあたりを考えると相当近づいてきているのではないかと思います。ただ、私は「収斂」と言ったときに、全く重なり合うとは思っていません。むしろ重なり合う前に、新し

い分岐のようなものが出てくるのではないかと思っていますのですね。

つまり就労連携型の所得保障と言っても、一圓先生によると各国かなり中身が違って、どこまで基本的な保障をした上でタックス・クレジットを重ねていくのか、また、支援としてどれぐらいサービスを提供していくのか、その度合いの問題で、新しい分岐が生まれているようにも思います。どこも子育て支援に力点を置くことでは一致しているのですが、誰がどこまで、どの程度の自己負担でやっていくかについては分岐が出てきていて、土田先生の強い収斂の前に、新しい分岐が生まれてくるのではないかと思います。

それからフレキシキュリティについてはその通りだと思うのですが、要するに労働市場を流動化させた上で、きちんと就労支援をしているということですね。これは少し宣伝を交えて申し上げておくと、ヨーロッパ、特に北欧では「フレキシキュリティからモビケーションへ」という言い方がされています。ちょうど来週火曜日にデンマークから、コペンハーゲンビジネススクール教授のカイ・ペダセンさんという、北欧理事会にこの分野で新しい報告書を出した専門家を招いてモビケーションについてのセミナーを開くのです。公共職業訓練だけでは次の職につけなくなっているということで、生涯教育、これは日本の趣味と教養的な世界ではなくて、きちんとした職業に結び付いた生涯教育ですが、これを体系的に展開することで重厚なフレキシキュリティを進めていこうという流れが北欧で

は広がっており、「モビケーション」という言葉もこれからキーワードになっていくのではと思います。

最後に、最低所得保障に重点がいくのではないかということは私も全く一致しています。ただ、ナショナルなコミュニティーのなかで最低生活保障をしようとしたときに、その部分に必ずしもナショナルなアイデンティティが同一でない人たちがたくさん入ってきているのですね。それがいいか悪いかではなくて、事実としての問題なのですが、これが最低生活保障に大きなハレーションを起こしていることが、ヨーロッパでも、部分的には日本でも指摘できるのではないかと思います。

つまり、連帯感が持てないという意識が芽生えてきていて、それぞれ生活が苦しくなってくると、場合によっては自分もあのような境遇になるかもしれないというリスクの共有感覚より、移民の増大そのものにナショナル・コミュニティーの危機を感じて、そこにざわざわとした心の落ちつかなさを覚えるような人が増えているようなところがあります。そこを狙ってヨーロッパでは排外主義なポピュリストの新興政党がどんどん伸びてきているのですね。北欧でも、そうした政党が政治のキャスティングボードを握っています。今度の総選挙で日本もどうなるかわかりませんが、最低保障の重視ということと連帯の新しいあり方は微妙に重なって、これからの社会保障の行方を決めるのではないかと思います。

司会（佐藤）：

宮本先生、ありがとうございます。では続いて、一圓先生、お願いいたします。

一圓：

土田先生、どうもありがとうございます。

いくつかの点に限ってお話しさせていただきたいと思います。例えば年金について、イギリスには付加年金があって公的年金そのものがだんだん抑制されていって、代わりに民間年金が伸びるだろうというまとめでした。その通りなのですが、世界銀行の社会保護局のホルツマンなどが、公的年金がヨーロッパで肥大化し過ぎたと言うときに、「イギリスを見なさい、日本を見なさい、こんなに少なくやっていますよ」と反対の例を挙げる時にまず最初に出てくるのがイギリスなのです。イギリスの公的年金は既にとでも低く、これ以上下げられないと言うことです。

大きな流れとして、公的年金を抑制して民間がそれに代わって伸びていくだろうということは認めるのですが、ドイツやフランスやスウェーデンとイギリスを同レベルで論じることはできない。というのは、公的年金は前回のブレア労働党政権の時にも充実することができなくて、結局、民間の年金に頼る形となり、それを助けるためにたくさん税金が使われているのです。民間の年金を補助するために、タックス・エクスペンディチャーというかたちで税を投入しています。それを公的年金に回しさえすれば、生活保護を上回る水準に公的年金の底上げができ

るのですが、実施されません。

児童手当も同じなのですが、そういう普遍的な給付が伸びないなかで、「給付をばらまくのではなく所得の少ない人に集中しましょう」ということが積み重ねられ、その結果それらを統一するユニバーサル・クレジットができるようになった。ユニバーサル・クレジット自体は合理的でよくできているのですが、全体の社会保障の構造のなかで見えていかないと、いい制度ができたということには決して言えないということです。

もう一つはそれに関連して、最低生活保障が重要になってきて、それが普遍的な仕組みになる方向にあるのではないかという点です。最低生活保障を戦後イギリスは、ベヴァリッジプランにそって実現しようとしてしました。ナショナル・ミニマムの水準を定めて、これをすべての国民に保障するということにしました。もしナショナル・ミニマムを全国民、全地域で達成できれば、最も平等で、所得比例の給付はいらないわけですね。

このように、イギリスでは働いている時の所得に応じて保険料を払って、仕事のない時にも自分の生活水準を大きく変えないで維持できるような所得比例制は否定され、平等主義的なナショナル・ミニマムの給付制度が採用されることになりました。先ほどは時間の都合で説明できなかったのですが、実際には地域によって物価が違います、特に住宅費は大きく異なります。ナショナル・ミニマムの給付を設定する上で、住宅費の問題はベヴァリッジも十分認識していました。しかし「住宅政策を後で完備してくださ

い」と問題を先送りして、一定の額を住宅費として算定しナショナル・ミニマムの給付としました。住宅費一つとっても、一定の所得で全国民、全国一律に最低生活を保障するという事は、そもそも困難だったのです。児童手当についてもベヴァリッジは養育費一人いくらということで計算しますが、実際の子育て費用に大きな違いがある中で、一律の手当の額は低くなってしまいました。このように、最低生活というものを一つの所得額で一律に保障することは思ったより難しい。ですから、所得比例の社会保険の中に再分配機能をとりにいれていく方が、より頑強な社会保障になる。それができなかつたために、イギリスは選別的な給付の整備と合理化の途を辿らざるをえなかった。イギリスの歴史を見て、そのように思っています。

司会（佐藤）：

一圓先生、ありがとうございます。では、加藤先生、お願いします。

加藤：

私の方からは、まず土田先生からご指摘のあった私的年金における上積み機能の強化について、フランスは少し例外的ではないかというお話がありました。控え室で土田先生とお話しさせていただきましたが、法定給付に加えてフランスには補足制度があります。

これはさらに2段階あって、補足制度と言うからには基本的には任意でボランティアな組織として出発したのですが、制度が浸透、普及した背景には、1970年

代に補足制度の強制適用というか、強制加入が実現したことがあります。さらにそれに、もう一段、任意加入の補足制度あり、そういう意味では年金の給付を考えると、3段階の構成になっています。

これは法定給付がそもそも最初からかなり低い給付水準であったために、それにプラスアルファの上乗せ給付を実現するという補足制度が進展して、それが現在に至っているのだらうと思います。そういう意味では上積み機能強化はフランスの場合は昔からやっていたし、これからも伸びていく可能性があるのかなと思っています。

それから、もう一つは報告では具体的にお話しできなかったのですが、医療保険の給付の維持に関連して、フランスは先ほども説明しましたが、社会保障財政法律ということで、毎年、支出目標値を決めます。これは1997年からずっと目標値を定めて、3年のスパンで目標が達成されたかを検証するのですが、面白いことというか、そのオンダムという制度をつくって1997年にかろうじて1億ユーロぐらいの範囲内で実績値が目標値を下回ったのです。実績値が小さくて済んだのですが、それ以降は一貫して目標値を上回って、赤字が継続する状況にあります。

さすがにフランス人もなんとかしなくてはならないといろいろと改正の工夫しているところですが、このなかで面白いと思ったのは、フランスの場合は開業医と病院では診療報酬のつくり方が違って、その予算の個所付けはかなり複雑なものでした。しかし、オンダムによって政策がきれいに見えてくることによって、し

かも目標値が毎年のようにクリアできないということもあって、開業医の診療報酬のコードと病院のそれとを統一化するということ、ようやく実現するようになりまし。これは多数の利害関係者のなかで時間がかかったとは言え、診療報酬に関する診療行為分類の共通化できたということは、ある意味、社会保障財政法律の間接的な効果として評価すべきではないかと考えています。

具体的な数値が目標値を下回るような状態になっていませんが、一時期に比べると上回る金額が圧縮されてきたということで、そういう努力は最近フランスでも徐々に実現してきているのではと考えています。これは報告のなかでお話しできませんでしたので、ここで補足いたします。以上です。

司会（佐藤）：

加藤先生、ありがとうございます。
松本先生、お願いします。

松本：

「収斂」という問題について私の考えていることを申し上げたいと思います。

社会保障はそれぞれの国の歴史や文化、社会、経済の特性に応じた制度となっているわけですから、それを一つの制度にまとめるのは難しいと思います。例えば、医療保険では税方式の国と社会保険方式の国がありますが、それをどちらかに統一するとか、年金制度でいうと所得比例年金と定額年金をどちらかに統一するというような意味での収斂が近いうちにおこるとは考えにくいと思います。

しかし、土田先生が説明されたような意味での統一的な改革の方向性は確かに存在するのではないかと思います。

なぜ、改革の統一的な方向性が見いだせるのかと考えてみると、一つは各国の直面している状況が非常に似通っているためではないかと思います。つまり、高齢化の進展、就労形態の変化、女性の社会進出、国際競争の激化などです。

それから先進国、なかでも今日取り上げられている国々が属しているEUで考えてみると、私の報告のなかでも触れましたが、社会保障の負担、特に事業主の負担が大きくなっていくと、企業はそういう国から出て行って、他の国に立地していく可能性があります。このため、各国が、より魅力的な立地場所となるために、社会保障の負担軽減に努力するという共通した方向性があるのではないかと思います。

そして、さらに反対のことを言います。医療における給付について土田先生が挙げられている4つのことは各国に共通していると思います。しかし、これを具体的にどういう政策で実現するのかという、ドイツでは競争に重点があるし、フランスや日本では公的介入に重点があります。このような違いも、容易に一つの方向に収斂するというようなものではないと思います。ですから、そのように分けて考えてみないと、一口に「収斂」と言っても、議論がなかなか収斂していかないのではないかと思います。

司会（佐藤）：

ありがとうございます。土田先生、い

かがでしょうか。とりあえず、議論の収斂はもう少し待っていただいて(笑)、みなさんに書いていただいた質問用紙は各先生方にお渡ししております。複数の先生に対する質問は、お一人ずつの先生にしかお渡ししていないのですが、各先生の方から答えておこうと思われたものについて3、4分をメドにお答えいただくと同時に、土田先生も含めて他の先生方に、「これを聞いておきたい」ということを最後にポンと言っていたかと、次に回すときに、それに対しても各先生にお答えいただくというかたちにしたいと思います。つまり、他のパネラーに球を投げてもいいということをお願いしたいと思います。ただし、投げても投げなくても時間は3、4分をメドにということで、まず宮本先生、お願いします。

宮本：

ありがとうございます。みなさんからのご質問は学生の方からのご質問も多いのですが、平等主義的にお答えしていきたいと思います。

「日本では学童保育がありますが、海外ではどうなっているのでしょうか」ということですが、例えばスウェーデンでは、日本以上に両親ともに就労している場合が普通ですので、放課後学校については大変重点が置かれていて、9歳までの子どもについて75%ぐらいの子どもが放課後学校に行っているということです。ここでの教育の中身も重要な関心対象ですが、イギリスでは「チルドレン・センター」といって、放課後の居場所をつくるのが低所得家庭の貧困対策になるとい

うことで重視されています。

それから「幼保一体化は日本でも導入すべきでしょうか」というご質問です。幼保一体化は日本では待機児童対策のようになってしまっているのですが、子どもの就学前の成長の観点から見ると一番大切ではないかと思います。そういう意味では、私は長期的には導入すべきだろうと思っています。

次は「アメリカの社会保障は結局、どうなのか」というお尋ねですが、私より答えるのに適切な方はおられると思うのですが、私が理解している限りでは、アメリカではソーシャル・セキュリティとウェルフェアが全く違う世界になってしまっているということだと思います。

ウェルフェアは日本ではいい言葉ですが、アメリカでは福祉に依存する人たちが養っているというような負のイメージが非常に強くて、日本も下手するとそういう方向に行ってしまうのかもしれないという危惧があります。他方、ソーシャル・セキュリティは自立した市民による社会保険の領域ということで、特に高齢者のそれは中間層において非常に充実しています。全米退職者協会、世界でカトリック教会の次に巨大な非営利団体がこのアメリカのAARPで3000万人ぐらい会員がいるのですが、これがガッチリとおさえていますので、アメリカの中間層の高齢者の所得保障は非常によくできているということだと思います。

それから、少し長いご質問ですが、「スウェーデンでは就学前教育の事例などで保育と貧困政策の重なりがあるが、日本ではどうなのか」という趣旨のお尋

ねですが、日本は児童扶養控除など給付のかたちではありますが、保育サービスという点では、これからだと思います。ただ大きな補助金事業、社会包摂などを行う事業などで貧困世帯を対象にした子どもたちの居場所づくりなどは日本各地で始まっていると思います。

それから最後のご質問ですが、「スウェーデンでは大学が無償化であるなど教育のチャンスが広がっているが、日本ではどうなるのか」ということです。日本は教育を受けて、つぶれない会社に入って、そこで大人になるよう仕込まれ、リタイアした後で社会保障ということで、教育や雇用の社会保障が時系列的につながってしまっているのですね。それで教育の仕組みがやり直しのきかない仕組みになってしまったと思うのですが、今後はやはり教育と雇用と社会保障の相互乗り入れというかたちが広がっていくべきでしょう。「エデュケア」という言葉がありますが、エデュケーションと社会保障が結び付いていく必要があると思います。社会保障の役割はただ人を保護するだけではなくて、人が社会とつながる条件づくり、つまり教育と重なっていくのであり、これからは日本もそうしたエデュケアの方向に行かざるを得ないのではないかと思います。

完全に時間をオーバーしています、すみませんでした。

司会（佐藤）：

ありがとうございました。では、一圓先生、お願いします。

一圓：

いくつか質問をいただきましたので、お答えできる範囲でお話ししたいと思います。「イギリスについて、就労のあり方がワークフェアか、アクティベーションであるかが問題である。戦後福祉国家がつくってきたナショナル・ミニマムやシチズンシップをあきらめていいのでしょうか。それから、今の連立政府のように公的役割を削減するだけでは問題を悪化させるのではないか」ということです。問題意識は全く同じです。

「ナショナル・ミニマム」という言葉が出てきたのですが、私自身はこのテーマについて論文を書いたことがあります。先ほども言いましたように、ベヴァリッジが戦後の社会保障のデザインをつくって、全国民に世帯に応じたナショナル・ミニマムの給付ができるように社会保障を設計しました。これを「ナショナル・ミニマム」と言ったものですから、この言葉は最低限の所得を決めるものと理解されてきたのですが、もともとこの言葉を使ったのはウェブで、彼はあらゆる生活の部面で貧困に陥らせるような問題を、国民的最低基準をつくって防ごうと考えました。例えば環境、賃金、医療などの最低基準を設けて、貧困の原因ごとに生活を守る基盤をつくるということを考え、その基準をナショナル・ミニマムと呼びました。そういう意味では一定の所得できれいに物事を解決するという考え方ではありません。私自身も、貧困の原因ごとに普遍的な制度を整備してその対策をとるという方法が望ましいと思っています。

残念ながら、戦後のイギリス政府は、

ベヴァリッジが描いた理念を実現しているかのように取り繕って、福祉国家が建設されたかのような幻想を与え、一定の所得を保障するナショナル・ミニマムの制度に固執したため、かえって多くの人に十分な生活が保障できず、余裕のある人は民間の制度に頼るようになり、広い中間層の人たちが社会保障や社会保険制度をあてにしなくなりました。そうして普遍的な制度はさらに抑制され、さまざまな給付付き税額控除制度によって置き換えられていったのだと思います。

現在のユニバーサル・クレジット制度は、大変合理的で選別的な制度としては望ましい制度です。他の国でも就労と所得保障をリンクする仕組みとして生かすべき制度で、利用価値はなくはないと思いますが、それを各国の社会保障の制度体系の中でどのように位置付けるかについては、その国で十分に考えられなければならないと思います。

「社会保障の徴収について、公平、中立、簡易という税の考え方とあまりにも矛盾しているように思われる」と書いてくださっていますが、私が取り上げてきた選別的な給付制度の問題は、税の徴収制度というより多様な給付制度の問題なのです。仕事をして収入を増やそうとすると、多様な給付制度が重複してその世帯に影響し、働くとかえって所得が減るといった問題があるということで、それを簡単な制度に代えて就労が世帯にとって不利とならないような制度にしようとしているということです。

「貢献主義を背景にした年金、特に厚生年金制度はたぶん所得比例で、老後の

支給で所得、貧富の差が生まれる。それについてどう考えるか」というご質問ですが、これは必ずしも私に対する質問ではないかもしれませんが、私は、逆にイギリスが平等主義的な定額のナショナル・ミニマムの給付にしてしまったことが、社会保障の貧困をもたらす結果になったと思っています。いろいろな所得で生活している幅広い中間層のニーズを満たすことができるような、従前所得にリンクした給付制度が維持されれば、それに再分配効果を加味することにより、大多数の人の生活保障を確保できたのではないかと思います。

関連してイギリスの社会保障における社会保険の位置付けが低くなっている背景についてですが、ベヴァリッジ報告に基づいて定額制の社会保険ができて動き出した初期の段階で私の先生であるのエイベルスミスは所得比例の年金改革案を労働党の改革案として発表しています。その提案に保守党は対案を発表しますが、その内容は民間年金業界が困らない程度のごく控えめな付加年金を上乗せする制度で、結局それが現在のイギリスの付加年金制度の流れを決めることになってしまいました。

同じことは児童手当についてもいえます。戦後の政府はベヴァリッジの提案を大きく下回る低い児童手当を維持し、児童の貧困が大きな社会問題となりました。そうした中でこれを解決するために十分な額の児童手当を求める声も強まったのですが、結局有子低賃金世帯のための選別的な制度が設けられるという経緯を辿っています。

次に「失業者や子どもに対する定額手当の説明がありました、例えば市営住宅や保育サービスの現物給付はどうなりますか」というご質問です。住宅給付の話をしました、戦後は公営住宅をたくさんつくって所得の低い人に住ませる政策をとりましたが、政府が直接良質の安価な住宅を供給するという政策は次第に下火となります。サッチャー政権の時には、公営住宅を個人に買わせて持ち家に変える政策もとられました。所得が低くて家賃が負担できない人に家賃を補助するのが住宅給付制度です。公営住宅に住んでいる人でも民間の賃貸住宅に住んでいる人でも住宅給付制度で家賃補助がされていますが、ユニバーサル・クレジットが実施されますと、その給付の中に住宅費も含まれますのでなくなるようになります。児童に対する学校給食の補助や保育園の費用補助も、ユニバーサル・クレジットのなかに入れていこうとしていますので、そういう意味ではわかりやすい制度になると考えられます。

配布したレジュメの最後に、ベイシック・インカムのモデルと負の所得税のモデルとその中間に位置する給付付税額控除のモデルを図示しています。大きな流れとしては、現在、負の所得税＝公的扶助からベイシック・インカムへの道を進みつつあることは確かです。しかし、今のイギリスのやり方を続けていって理想的なベイシック・インカムにたどり着けるかと言えば、私は非常に悲観的です。

司会（佐藤）：

ありがとうございます。加藤先生、お

願います。

加藤：

「医療保険における使用者負担の割合の高さは、使用者の不満や雇用条件の悪化を生まないか」というご質問ですが、日本の使用者にはもっと負担してもらいたいと思うぐらいですが、フランスの使用者が12.8%という保険料率に対して異を唱えているという動きはなさそうです。

雇用状況の悪化を生んでいるのではないかということについては詳しい資料を持ち合わせていませんのでわかりませんが、フランスはおそらく最近、失業率はそれなりに改善されているといえ、8%ぐらいでずっと推移していますから、影響がないとは言えないのではないかと思います。（2008年に7.5%まで低下したものの、その後失業率は上昇しており、2012年初頭には10%の大打に乘った。）

また、失業者に対して一定程度、早期に待遇するということについては、社会的排除に対する費用やいろいろなかたちの就労連携型の所得保障、最低保障給付を一方では手当しなければならぬということもあるので、そこはある意味、負のバランスがとれているのかな、という気がします。したがって、もし財源の見直しをするときにはおそらく、社会保護全体の予算配分を考えなくてはならないでしょうが、12.8%という使用者の社会保険の負担率は、一つの焦点になるだろうと思います。

それから「フランスにおいて家族給付制度の充実について変化がないか、新しい動向はないか」ということですが、こ

のあたりはあまり普段、目を通さないと
ころで、最近の新しい動向について、
「これです」というような情報提供でき
るものは持ち合わせていません。しかし
フランスが先進国のなかでも合計特殊出
生率が2.0%と高くなっているのは家族
給付金制度の充実がかなり影響してい
ると国際的にも認められていると考
えていきますので、これをあまり大き
くいじることではないと思います。
(しかし、税源の逼迫を理由に給付の
削減や所得制限の復活が意図され
ており、議論をよんでいる。)

それから「CMUに関連して、日本と
30年のタイムラグというのはなぜな
か」というご質問ですが、これは私
が理解するところでは、日本が国民
健康保険法で地域住民というところ
に着目して被保険者資格を与えた
ことは非常に画期的なことで、この
アイデアはノーベル賞級だと思っ
ています。

つまり、ドイツもそうですが、ヨー
ロッパ大陸国系の社会保険は職域保
険で対応していますので、どうし
ても組織化できないような業種の
少ない人たちをどこにはり付け
るかということを考えると、なか
なか難しいものがあります。そう
いう意味ではフランスも皆保険は
なかなか進みませんが、2000
年前後に、税金を投入して、一
気に医療費を無料化するところ
まで制度を実現しました。それ
を見ると、ある意味、フランス
はやはり素敵な国ではないか
と思っています。ただ、グ
レーゾーンにいる人たちも
いて、日本の生活保護の水
準で頑張っている人は
フランスにもいるということ
もあります。満足に

医療提供を受けられない人
たちもいるということで、
制度としては貧しい人につ
いては一部負担金なしに医
療費の無料化を実現してい
るということです。

全体を通しての質問とい
うことですが、読み上げ
ますと「高齢者の増加に
よる問題、就学前教育の
導入や社会保険料支払
いなどの種々の政策を
みると社会保険という
制度そのものの必要
性、必然性はあまり
感じられないような
気がするかどうか」と
いうご質問です。私
は社会保険守旧派な
ので、基本的な生活
維持について自分の
ことは自分で面倒
を見るということに
根ざした相互保障
のシステムとして
社会保険はその存
在意義を失わない
のではないかと思
っています。これは
他の先生方は違
うという方が当
然、おられると
思いますが、私
はそのように考
えていきます
ので、社会保
険の必要性は
なお、ある、
と思っ
ています。以上
です。

司会 (佐藤) :

ありがとうございます。では、
松本先生、お願いします。

松本 :

最初の質問は、「保険者間の競争
は過当競争などの逆選択のデメリ
ットを生じさせると思うので
すが、ドイツでは具体的にどの
ような対策がとられているので
すか」ということです。保険者
間の競争について設けられて
いる制約で最も重要なものは
リスク調整です。これがなけ
れば、各保険者は、よいリス
クを選別する方向に動くだけ
で、適正な給付をして保険料
を下げる努力をするとか、給
付の質

を上げる努力をする方向には向いていかないと。一つ付け加えておきますと、先ほど保険者とサービス供給者との関係については、集団的な契約から個別契約に向かう方向が目指されているというお話をしました。現在は団体間の契約であることから、この両者の関係にはドイツの国内法としての競争法の適用を除外するという規定があります。ところが個別契約になるとそうは言っていられなくなります。このため、ドイツでは、保険者とサービス供給者の間に競争法を適用するのかが社会法関係者の重要な議論のテーマとなっています。

二つ目の質問は「基礎保障を設けても、年金を払わなくても基礎保障があるのでいい、という意味で、良くない結果をもたらすのではないか」というものです。年金のなかに最低額の保障があると、それは一定額まではいずれの額の保険料を払っても、年金額は同じということになります。基礎保障制度では、収入や資産が少ないことを理由に申請をして、年金とは別の給付を受給することになります。このような基礎保障があるから年金保険料を払わなくてもいいと思う人はおそらくあまりいないのではないかと思います。

それから三つ目の質問は「被保険者の獲得競争で敗れた保険者について、その被保険者はどうなるのか。結局、一つの保険者による総取りになるのではないか」というものです。これは実態を説明するとわかりやすいと思うのですが、競争が入ってから何が起こったかという、一つの大きな変化は保険者の数が減少していることです。これは保険者の統合が

進んでいるためです。その理由は、マーケットへのより大きな影響力を持って、例えば薬剤の購入などをより有利な条件で行いたいと考えているからです。競争の前提として、一人の競争者ということはあり得ないですが、おそらく保険者の数は、統合によりかなり減っていくことになるでしょう。

それから最後の質問ですが、「ドイツの改革方法で日本のどの制度に応用ができそうですか、具体的なものがあれば教えてください」ということです。私は医療保険におけるリスク調整を挙げたいと思っています。もちろん、そのまま日本に適用できるという話ではありません。日本の医療保険の場合は、フランスやドイツと比較すると、制度的にも大きく分かれており、しかも多数の保険者が存在し、そのいずれに加入しているかで保険料負担に差があります。また、加入する人には、保険料が安い保険者に加入するという選択権はありません。

高齢者については各保険者の間で一定の財政的な調整が行われていますが、その範囲を高齢者以外にも広げていくことは考えられるのではないかと思います。そのときにリスク調整が考えられます。そう言うと、その後から出る議論としては、競争はどうするのかということです。競争は、より質の高い給付、より低い保険料を医療供給者などと交渉し、実現する保険者が存在することを前提にしています。しかし、すぐにそのような保険者が出てくるわけではありません。保険者間の競争の行われていない日本を前提に、競争を入れる方向にいくのか、国の介入

を強化する方向にいくのかについてはいろんな議論があるのではないかと思います。ヨーロッパの議論を聞いていても、その両者のどちらが果たして効果的なのかについては今のところ、いずれにも軍配は上がっていません。

司会（佐藤）：

ありがとうございます。

宮本：

今日はせっかくこれだけの顔ぶれの先生方が集まったので、ぜひ私からも教を請いたいということなのですが、今次々と「社会保険論者宣言」がなされて（笑）、雲行きからすると、どうも私だけがスウェーデン担当ということで税方式論者という見方をされるのかな、と思ったのですが、決してそうではなくて、医療はともかく、年金については私自身も強固な社会保険論者です。

先生方うかがいたいのは、社会保険をどうやって守るかということです。というのも、今の社会保障と税の一体改革の議論のなかで、例えば、経済団体からヒアリングするとみんな基礎年金は全額税方式で、ここに全部、消費税を投入してくれという議論です。先ほど加藤先生が言われていましたが、日本の経営者にとって社会保険料負担をどう減らすかということは非常に大事になっています。

ただ全額税方式で基礎年金をつくるということは、先ほど一圓先生がイギリスの歴史に照らして言われたことなのですが、実は私は自分の博士論文を書いたときに、スウェーデンの50年代の年金改革

を扱ったのです。そのとき、一圓先生のイギリス研究も勉強させていただいたので、非常に今日は感慨深い思いがあるのですが、実は先ほど所得比例部分を含めて公的な連帯といいますか、社会保険を維持することが非常に強固な社会保障制度をつくることになるということで、まさにその通りだと思うのです。

ところが、全額税方式で基礎年金をやってくれと言ったときに、そこまで踏み込んでいっていないのですが、公的年金は基礎年金部分だけであとは民間かあるいは積み立て方式でいいのではないかと、いうニュアンスがあるわけで、そうなると議論の流れとしては、所得部分を含めた公的年金制度は非常に大きな危機に立ち至っているだろうと思うのです。では、全額税方式にしたらどうか、定額にしたらどうか、ということは、イギリスの歴史が示すところによれば、そうすると中間層はどんどんそこから離れていって民間の保険に入って、定額分はもっと下げていいのではないかと、いうことで、今日一圓先生が描かれたようなイギリスの状態が日本でも予想されるわけですね。

加藤先生のお話はCSGの使い方で税の投入を必ずしも全額税方式ではなくて、連帯を補強するようなかたちで行うような方法について示唆されていたように思うのです。松本先生は医療にかかわってのことですが、もちろん年金にかかわっても同じ信念をお持ちだと思うのです。日本が直面している状況のなかで、今全額税方式を唱えるのは、どんどん年金の保険料の納入率が悪くなって、仕組みが倒れるのではないかと懸念されます。

日本の政治家は税に逃げたり、社会保険に逃げたりで、社会保険が危うくなると税に逃げて、税がとれないとなると社会保険の方が保険料を上げても抵抗が少ないので逃げたりしているのですね。逃げているうちにどちらも倒れていくという状況のなかで、松本先生が日本の社会保険を守る処方箋として考えていることはどんなことなのかなと思ったのですが、半ば、行政官でもおられるのでおっしゃりにくいこともあるかもしれませんが、あえて口を開いていただくとどんなところなのか、これはぜひ土田先生も含めてお聞かせ願えればと思います。

司会（佐藤）：

非常に大きな球を投げられて、残り時間は少ないとは思いつつ、非常に重要なポイントだと思います。実は最後に残していた質問用紙がありまして、「日本の社会保障制度はたびたびの修正変更を行ってもうまく機能しない、信頼されないのはどうしてなのですか」というご質問を、特定の先生ではなくご質問ではなくて、みなさまというお話もありました。

ですので、それぞれのご報告の国の代弁者として語っていただくもよし、一研究者として語っていただくもよしなのですが、今、宮本先生が投げてくださいった社会保険、社会保障をどう守っていくのか、という観点から、本日の議論を土田先生も含めてそれぞれの先生なりにまとめていっていただきたいと思います。

どなたから手を挙げられますか。最初にしやべっておいた方が楽かもしれません（笑）。

松本：

私からお話しします。制度を改革すること自体は別に否定されるものではないし、状況が変われば、それに見合った改革を行うべきだと思います。また、一旦、行った改革でも、ドイツの場合のように、成果を生まないということであれば、もう一度見直すこともあっていいと思います。

ただし、一定期間が経つと、財政的な再見直しをして、それによってまた制度が変わっていくことで、それが制度への不信感につながっているようであれば、それは困ると思います。しかし、本来的には、社会保険は一つの固定的なものではなくて、時代とともに変わる仕組みですから、修正自体はあまり否定的に考えるべきではないと思います。

連帯に基づく社会保障の必要性は、やはり訴えていかないと、皆が自然に「連帯に基づく社会保障は必要だ」というようにはなっていないと思います。

実は、昨年、土田先生にお願いしてドイツ大使館の企画による「ドイツ社会史展」を早稲田大学でやっていただきました。このような取り組みを通じて、社会保障がなかった時代はどんな状況だったのか、いかに苦勞して社会保障の仕組みがつくられてきたのか、そして今、これをいかにして維持しようとしているのか、ということを常に訴えていかないと、連帯や社会保障の必要性が広く理解されることはなかなか難しいのではないかと思います。

それから、財源の話ですが、私が言ったかったことは「社会保険料を上げるの

が大変になってきたから税で」とか、「一般会計が大変だから社会保険料で」ということではなく、社会保険のなかで、税財源でやるべきものと、保険料でやるべきものを整理する考え方を示し、それに基づき、投入すべき国庫補助額を示していかなければならないということです。専門家の間でもそれを明らかにする努力が必要ではないかと思います。

司会（佐藤）：

では、土田先生の手が上がりましたので、お願いします。

土田：

連帯の話が出たのですが、私は最初の宮本先生のコメントを聞いたときに触れておきたいと思ったことがあります。それは社会保障における連帯は非常に重要ですが、社会保険は連帯を育みやすいということです。

ドイツの場合は同じ職業、職場なりで医療保険組織をつくっていったわけですから、同質性が担保されていたので、連帯も強かったということです。医療保険者としての疾病金庫における連帯は、ドイツの社会保障の一つの基礎になっています。年金保険については企業単位ではなく、世代間連帯、つまり、高齢者に対して若い人が保険料を払う、自分たちが年とってきたら次の世代の人が払うということが基礎になっています。1950年代改革のときに、世代間連帯を福祉国家の基礎におくということになり、年金保険と医療保険は、連帯の基礎は異なっているけれども、社会保険というところで強

固な連帯が育まれていたと思っています。

最近のドイツの変化ですが、松本先生が触れていましたが、疾病金庫がどんどん合併していき、自動車のフォルクスワーゲンと民営化された郵政のドイツポストの疾病金庫が一緒になるなど異業種間の合併が進んだ。そうすると金庫内の連帯が明らかに弱くなっていくことになります。

そういう変化に対して、ドイツの議論では、金庫内の連帯から国民全体への連帯へとどんどん変わっていくということを行っています。私には実態とは異なると思っています。そんなに簡単な問題ではないだろうと思っています。そうした組合方式の状況を日本で見た場合、健保組合は協会けんぽや国保よりも得をしているということでマイナスイメージが強くなり、保険料率も高くなってきています。私は加藤先生と同じく社会保険については守旧派なのですが、健保組合が協会けんぽに移ったりする状況に対して、一体健保組合が支えてきた連帯ということはどうなるかということには常に気になります。

そういう傾向は強まっていくときに、何が大事かという、宮本先生が触れた教育だと思うのです。特に、年金の場合は世代間連帯が強くなってきますが、ドイツでは学校教育できちんと教えていくと聞いたことがあります。日本でも昔は子どもが親をずっと支えていかなければならないということがあったのですが、それを現在は社会的な世代間扶養で支えているということの重要性をきちんと教えていく。医療保険についてもそういう

ことを教えていくということで、健保組合はもう少し連帯のメリットを維持していく、そうした社会的意義をおさらいしていく教育も必要ではないかと思っています。

もう一つ触れたいと思ったのは、先ほどから就労連携的な福祉の充実を強化していくというお話がありましたが、確かにそうなのですが、それについて私は若干のマイナスイメージを持っています。ハルツ改革を見た場合に、どういう仕事であれ、ミニ・ジョブなど何らかの仕事に就けば生活が保障されることになるのですが、そこでは自分の仕事が変わるケースが多くなります。

つまり自分が何をしたいか、どういう職歴や資格をもっているかということで職業を選択する、そこでは「ベルーフ」つまり天職ともいうべき職業概念があったのが、もう何でもいい、とにかく1ユーロジョブで、自分に関係のない単純な仕事をしたとしても生活を保障すべきではないかということは、生活保障と仕事が分離してしまうのですね。人が生きていくことは仕事をするのだと言いたい過ぎかもしれませんが、そうした仕事をする、働くという意味がそこから失せていくこととなります。そのことをもっと重視しなければならぬと思っています。単に仕事さえ与えられれば生活が保障されるというだけで、そういう就労型福祉を単純に進めるわけにはいかないのではないかと思います。そのところを一言触れたいということです。

司会（佐藤）：

ありがとうございます。盛り上がってきたところで時間が残り少なくなってきましたが、ごめんなさい、少しだけ延びます。

加藤：

信頼性の問題と財源の問題ですが、私は割と一体になっているのではないかと考えています。先ほど、国民健康保険はノーベル賞級のアイデアだと言いましたが、同時に税金と保険料の境を無くしてしまった一体改革だということで、オヤジギャグ的に言わせてもらおうと、宮本先生に非常に失礼な物言いになるかもしれませんが、「社会保障と税の一体どこが改革なのだ」ということです(笑)。

というのは、フランスはCSGを入れるときに、国民連帯と職域連帯と分けをするのですね。要するに所得のない高齢者とか、医療の提供を十分に受けられない貧困者の存在というのは、職域連帯ではなくて、国民的連帯の結果として、救済というか手を差し伸べられなければいけないのだろうと。それは保険料ではなくて税金だというのが、どうやらフランスの考え方で、それはいろいろな分野で広がっていく可能性があるのですが、年金の部分についてはおそらく最低限のところは税金でいいだろうが、それ以上の部分、従前所得の保障というところは、当然保険料により職域連帯でやるべきだということについては、おそらくまだ固い信念が残っていて、フランスは今後しばらく続くのではないかと思います。

それはある意味、財政規律の問題にも反

映して、職域連帯は同じような仕事をしているからみんなで助け合おうという発想なのですが、それは逆に言うと、自分たちはこれぐらいしか払えないから、こういう給付で我慢しようという理屈でもあって、フランスの職域連帯は逆に平等の発想をとっていないのだと思うのです。

日本の連帯は国民連帯、平等志向で、そこに重きを置きすぎた結果、今税金と保険料との区別をどうするかというところが非常に曖昧になっている。それが日本の不幸で、実は国民健康保険とか、国民年金をつくったときに、国民皆年金という意味では素晴らしいアイデアだったのですが、そのときに少し財源の、区別けというか、整理の仕方が見えなくなってしまったということなのかと考えています。

司会（佐藤）：

では一圓先生、お願いします。

一圓：

信頼されないというのは本当にさびしいのですが、国民健康保険による皆保険がノーベル賞ものだというのは本当にそう思っています。今、非正規雇用が多くて、社会保険が成り立たないと言っていますが、皆保険にしる、皆年金にしる、ほとんど現金収入のない農村の人たちを全部、被保険者にして制度を実施したわけですね。

よく考えたら素晴らしい制度です。そのやり方は所得の少ない人に就労連携型の保険料納付みたいな形で明確な補助をするのではなく、財源が十分でない制度

だから何%程度補助すると、大ざっぱな制度への補助という形で実現している。実際、国民健康保険に対する国庫補助は、かつては給付費の3分の2ほどになっていました。保険料で全部賄えるのであれば社会保険はいらないですね。誰もが、自分の保険料で給付が賄えるのであれば、民間でもできるのですから。

社会保険として皆保険、皆年金を維持するということは、所得の低い人が社会保険に参加できるような国庫負担の入れ方をしなければならない。国際的に見ても日本の税収は低いですから、日本では税の方を上げて社会保険を税で補強するようなかたちで皆保険、皆年金を維持すべきだと思っています。

イギリスの社会保障の問題ばかり指摘しすぎたようですが、NHSという医療保障の方はうまくやっています、これは税方式です。北欧も税財源で医療が提供されていますが、北欧は県税（比例税）を徴収して県が医療を提供しているようで、ある意味では地域保険であると考えられなくはありません。地域で強固な連帯が保てることが、信頼・安心を確保する重要な要素ではないかと思えます。

司会（佐藤）：

ありがとうございます。大きなボールに対する回答が玉になって返ってきたところで、さすがにそろそろおしまいになければならないのですが、ここでボールを投げてください宮本先生に、まとめと各先生のコメントに対する返しを合わせてしていただくかと思えます。すみません、突然のムチャブリになってし

まいりましたが（笑）、よろしくお願いたします。

宮本：

ひたすら、勉強になったというところ
です。おそらく、今日のパネラーは中年
以上ということで、会場には若い方がい
て「社会保険を強調すると、また連中
にとって得なのではないか」という疑惑
も招きかねないのですが（笑）、おそ
らく年金を含めて必ずしも若い人にと
って損になっていないと思いますが、そ
こはきちんと確かめる必要があろうか
と思います。そのためにも、選挙が近
づいていますが、シルバーデモクラシー
を脱却することがとても大切なこと
です。0歳から30歳までの人口は全
体の44%で、もちろん20歳まで
投票権がないせいもあります。得票に
顕れているのは30%なのですね。65
歳以上は人口比では30%なのに40%
の得票になっているということです。
おそらく今度の選挙もこうした大きな
問題もかかわってくると思いますので、
これからは民主主義の回路を常に活
性化し続けていくことが連帯の原理を
深め広げることにかかわっているのだ
らうと思います。

いずれにしても多様な国の多様な話
だったのですが、最後のところでは一
つの日本の直面している共通のテーマ
になりました。ムチャブリの話になり
ましたが、見事に収斂してきたと思
います（笑）。大変勉強になりました。
どうもありがとうございました。

司会（佐藤）：

宮本先生、ありがとうございます。

本日は長時間にわたり、「諸外国にお
ける社会保障改革—福祉レジームの
新しきかたち」ということで、シン
ポジウムにご参加、本当にありが
とうございました。

諸外国におけるというかたちで、各
国、スウェーデン、イギリス、フ
ランス、ドイツということで集ま
っていただいたわけですが、どこ
かの国というより確実に日本の先
生方にご報告いただき、改革とし
て何を日本として学ぶか、成功例
なのか失敗例なのか、まさにこれ
から注目していかなければなら
ないことだと思います。

今日は、国内外で著名な先生方
ばかりで、私も「ああ、揃っている」
というミーハーな気持ちで、論文
だったり教科書だったり、いつもお
名前をお見かけする先生方でした
ので、本当に嬉しく思っています。
北海道大学公共政策大学院で、こ
れだけのシンポジウムを開かれた
ということで、本当にご準備から
何かから大変だったと思いますし、
土曜日のこの忙しい時期にお集
まりのみなさん方、本当にあり
がとうございました。

みなさま自身と本日のパネラーに
拍手ということで、シンポジウム
を終わらせていただきたいと思
います。本当にありがとうございました。
<拍手>